

安秉禧 An Byeongheui アン・ビヨンヒ著,
『訓民正音研究 Hunminjeong'eumyeon'gu フンミンジョン
ウムヨング』(ソウル Seoul 大学出版部, 2007)探訪

李賢熙 Yi Heonheui イ・ヒョンヒ(ソウル Seoul 大学)

1. はじめに

安秉禧先生¹⁾は、1933年1月11日、慶尚南道晋州で出生し、2006年10月24日にソウル大学病院にて、宿痾により逝去した。ソウル大学文理科学部国語国文学科、及び同学部大学院国語国文学科を卒業し、建国大学文理科学部教授、ソウル大学人文学部国語国文学科を歴任したことがある。国語研究所所長と国立国語研究院院長を引き受け、韓国の語文政策を総指揮したこともある。先生の学問世界は、国語文法史、訓民正音、借字表記、国語史文献資料、国語学史などの広い領域にわたっていた。

本稿の紹介対象である『訓民正音研究』は、先生の1周忌を追慕し、門下生たちが先生が生前に執筆した訓民正音関係の諸論文をまとめて刊行したものである。この本は第1部と第2部で構成されているが、第1部は主に文献『訓民正音』についての研究業績が、第2部は文字訓民正音とその運用法に関連した研究業績がまとめられている。

本稿においては、その順序に合わせて第1部と第2部の内容を簡単に紹介していくながら、筆者の意見を付け加えることにする。

2. 第1部の内容

第1章〈『訓民正音』の異本〉は、早い時期に訓民正音の様々な異本を簡略に整理した論文であるが、現在まで非常に大きい影響力を及ぼしている。当時としては新しい異本として、『排字禮部韻略 Baejayebuunryag ペジヤイエブウルリヤク』* の巻頭本も紹介した。肅宗 Sugjong スクチョン**4年(1678), 校書館 Gyoseo'gwan キヨソグアン***において刊行された戊申字****本の凡例に言及された分量と内容の分析を通じて、この異本は解例本と諺解本*****を見ることができないまま実録本*****だけを見て成立したと結論付けた。

* 【訳者注】中国宋の丁度が作った韻書。

** 【訳者注】朝鮮王朝第19代の王(1661~1720). 在位期間は1674~1720.

*** 【訳者注】朝鮮王朝時代に、経書の印刷や校正、香祝、印篆などを受け持っていた役所。1392年に創設した校書監 Gyoseo'gam キヨソガムを1401年に直したものであり、1782年に奎章閣に編入された。

**** 【訳者注】朝鮮王朝時代における金属活字の字体の名称の1つ。名称の分類は、その活字が鋳込まれた年の干支で行われた。戊申字は、1668年に鋳造されたもので、1434年に初鋳された甲寅字が四鋳されたものである。

***** 【訳者注】『訓民正音』の刊本には、漢文で書かれたものとハングルに訳されたものがあり、前者を解例本、後者を諺解本という。

***** 【訳者注】解例本の本文(御製序、例義)と鄭麟趾 Jeong Inji チヨン・インジの序を『世宗実録 Sejongsirrog セジョンシリョク』から転写したもの。

第2章〈『訓民正音』解例本の復元〉は、『訓民正音』解例本が発掘され出てくるとき、落丁になっていた最初の2張が補写されると同時に起こった間違いを、校勘しちゃんと復元しようとしたものである。序文の‘矣’字の間違いと、‘半舌音’に付いた句読点の間違いを正した以外に、①巻頭書名に関すること、②破音字*の圈声**に関するもの、③句読点と行款***に関して、校勘をさらに行つた。これを通じて、解例本の復元が成し遂げられうることを大きく強調した。それ以後、多くの学者たちによって解例本の復元が行われたので、この論文がその研究を触発したと言っても過言ではないであろう。

* 【訳者注】漢字が本来の意味以外の別の意味として用いられる場合が多く、この場合漢字音が変わることもあるが、この漢字を破音字と言う。

** 【訳者注】破音字の漢字の4つの声調を表す○記号。圈声の位置は、平声の場合漢字の左側の下、上声の場合は漢字の左側の上、去声の場合は漢字の右側の上、入声の場合は漢字の右側の下になる。

*** 【訳者注】印刷物の文字の割り付けのこと。

① 解例本の巻頭書名は、本文の‘御製訓民正音’、²⁾解例が‘訓民正音解例’であって、これらを合わせた本の書名が、『世宗実録 Sejongsirrog セジョンシリョク』*の記事と同じく‘訓民正音’になると把握した。

* 【訳者注】1454年に鄭麟趾などが編纂した世宗在位32年間の実録。

② 解例本には破音字に圈声が付いているが、間違いが多く表れているので、校勘を通じて復元し終えた。『龍飛御天歌 Yongbi'eocheon'ga ヨンビオッチョンガ』*にも句読点と圈声が使用されていたので、解例本の校勘に参照した。‘便於日用’の‘便’字も、『新增類合 Sinjeung'yuhab シンジュンユハブ』**と『龍飛御天歌』を根拠として平声の圈声を持つものと把握した。

* 【訳者注】1445年に鄭麟趾、安止 An Ji アン・ジ、權踶 Gweon Je クウォン・ジェなどが作り、1447年に刊行した樂章の1つ。訓民正音によって書かれた最初の作品であり、朝鮮王

朝を建てるまでの歴代の王の事跡を、中国の古事に例えて、その功德を讃えて作った歌である。各事跡の記述に先立って韓国語の歌を先に載せ、それについての漢訳詩を後ろに付けている。

* * 【訳者注】1576年に、柳希春が『類合 Yu'hab ユハプ』を増補した漢字学習入門書。

③ 句読点と行款に関する校勘作業もまた『龍飛御天歌』が参照され行われた。行款の問題は初声の各自竝書*についての規定と関連するが、補写は別行に行つたけれども、前の行に続けてつけなければならないものと把握した。³⁾諺解本において竝書がその初声に関する規定と共に、1つの段落になった点が傍証であるというのである。続けられる場合には、必ず句読点が修正されなくてはならない。

* 【訳者注】同じ子音2文字を横に並べて付けて書くこと。またはそのようにして作った文字。ㄱ, ㅋ, ㆁ, ㆁ, ㆁなどがある。

第3章〈訓民正音解例本とその複製〉は、特に解例本の出来ばえとその複製について叙述した。紙背に書かれた文字を、『小學諺解 Sohag'eonhae ソハゴンヘ』*の一部であるものと把握したが、『十九史略諺解 Sibgusa'ryag'eonhae シプクサリヤゴンヘ』**の一部であるものと修正しなければならないであろう。⁴⁾現在の解例本は四針眼訂法***になっているが、これは我が国の伝統的なものではないので、今後、五針眼訂法****によって結ばれた本へと直されなければならないとした。本の大きさについても、学者ごとに大きい違いを見せた。それ以後、金周源 Gim Juweon キム・ジュウォン教授がコンピュータを利用し新たに測定して、その改裝の様相を詳しく明らかにしたことがある。⁵⁾版式に関する限り、現在までは先生の見解が最も正確である。新たな復元本が多く試みられたが、先生の見解をうまく反映したものは、探すことが難しい。

* 【訳者注】『小學』をハングルで解説した本。『翻譯小學 Beon'yeogsohag ポニヨクソハク』を直して頒布したものであり、今日伝わるものは1586年に刊行されたものと、1744年に刊行されたものの2種類がある。

* * 【訳者注】1772年に中国の明の余進の『十九史略通攷』第1巻をハングルで音と助詞を付けて刊行した本。

*** 【訳者注】中国本、朝鮮本、和本の装丁法において、綴じ穴が4つの方法のものを四針眼訂法という。

**** 【訳者注】朝鮮本の場合は、大型本であるため、綴じ穴が5ある五針眼訂法が行われた。

この論文は、結語部分に付け加えている言葉が、深く吟味する必要がある重要な内容を含んでいる。書体の問題と漢字音表記の問題がそれである。①本文は世宗 Sejong セジョン*の御製となっているので、帝王の御製を臣下が書き写す場合には楷書体になるが、集賢殿 Jibhyeonjeon チッピョンジョン**の学者たちが作った解例は楷行書体になっており、差別化されているというものである。②『東國正韻 Dong'gugjeong'un トングクチョンウン』***においては終声がoとংと表記される‘快’字と‘蚪’字が、解例本においては中声だけで終わる‘哿’と‘ং’(2つとも〈初声解〉*****)と表記され、入声として傍点****が1点で表記される‘業’

字と‘即’字が‘업’（〈初声解〉），‘즉’（〈中声解〉*****）などと表記されている。‘快’字の傍点は2点や1点と判読されてきたが，‘快’の漢字音にも傍点表記がなく，従来影印において傍点として判読され印刷されたものは，紙背にある文字の墨が染みて出できた痕跡であり，傍点表記ではないと把握した。したがって，解例本においては，漢字音の表記には一切の傍点を付けなかつたことになるわけである。⁶⁾

*【訳者注】朝鮮王朝第4代の王(1397~1450). 集賢殿を置き学問を奨励し，訓民正音を創製した。

**【訳者注】朝鮮王朝前期に置かれた，経籍，典故，進講などを受け持っていた役所。

***【訳者注】1448年に，申叔舟 Sin Sugju シン・スクチュ，崔恒 Choe Hang チウェ・ハン，成三問 Seong Sammun ソン・サンムン，朴彭年 Bag Paengnyeon パク・ペンニョン，李塏 Yi Gae イ・ゲなどの集賢殿の学者たちが王命にしたがって編纂した韻書。中国の韻書である『洪武正韻』などを参考にし，朝鮮漢字音を新しい体系として整理した音韻書であり，『訓民正音』の創製原理及び背景研究に非常に貴重な資料である。

****【訳者注】15世紀のハングルに関してのアクセントを表す傍点記号。平声は傍点がなく，去声は傍点が1点，上声は傍点が2点，ハングルの左側に打たれた。

*****【訳者注】『訓民正音』解例本に見られる解例の1つ。初声についての定義を下し，それが中声の前にどのように書かれるかを説明している。

*****【訳者注】『訓民正音』解例本に見られる解例の1つ。初声と終声を中声と合わせて文字を作る方法と中声の合用について説明している。

第4章〈訓民正音解例本3題〉は，それまで先生が行ってきた解例本関係の研究を振り返り，強調すべきことは強調し，反省すべきことは反省する見地から作成されたものである。

(1)『訓民正音』の巻頭書名について再び言及した。①『月印釋譜 Weor'inseogbo ウオリンソクボ』*卷1の巻頭に載った諺解本の巻頭書名‘世宗御製訓民正音’において，‘世宗’ばかりでなく‘御製’が除去されてこそ元來の諺解本の巻頭書名になるべきであるという鄭宇永 Jeong Uyeong チヨン・ウヨン教授の見解を受容した。このように修正された見解を元にして，先生は諺解本を王様が作った文章である‘御製’や‘御撰’ではなく，‘御定’であるものと理解しようとした。諺解本の後ろに付け加わっているいわば〈歯音章〉を，申叔舟**，成三問***などの臣下が行ったものと理解し，‘御定’として見ることができるというのである。②解例本の巻頭書名が，‘御製’が付いた‘御製訓民正音’にならなければならないことを，再び明らかにした。1行の文字数の違い，解例本と諺解本が一致しているかどうか，文字の大きさと数の観点から反駁が行われた。非常に長くそして詳細に，解例本の巻頭書名には‘御製’が冠せられなければならないことを主張した。

* 【訳者注】1459年に『月印千江之曲 Weor'incheon'gangjigog ウオリンチヨンガンジゴク』と『釋譜詳節 Seogbosangjeor ソクボサンジョン』を合わせて刊行した本。『月印千江之曲』の各節は本文になっており、それに該当する内容の『釋譜詳節』を注釈するやり方で編纂した。

** 【訳者注】朝鮮王朝初期の文臣(1417~1475)。世宗が訓民正音を創製するのに手助けをしたほか、『世宗実録』の編纂に参与し、『東國通鑑』、『五禮儀』を編纂した。

*** 【訳者注】朝鮮王朝初期の文臣(1418~1456)。世宗が訓民正音を創製するのに手助けをした。

(2) 例義*に出てくる23個の字母について綿密に考察した。既存の中国の韻書においてとは異なり、字母の数が異なっているばかりでなく、字母として採択された漢字も『東國正韻』においては、「邪」という字母を除いてはすべて新たに選定したが、この23字母が初声、中声、終声の体系まですべて網羅し説明できるほど、非常に深さがある思考を通じた結果物であるものと把握した。先生は中声の概念を[初声 + X + 終声]の構造の中に入っているXに該当するものと把握して、中声に言及するときには、このような3つの要素がすべてあることを前提とするものだとした。故に、○とる終声を表記しない『訓民正音』〈中声解〉の例を示す漢字や、〈用字例〉**の中声を示す漢字は、当然すべて終声がある漢字が選択されるべきであったとした。ここでもう一歩進んで、先生は漢字の字母を媒介として、新しい文字であるハングルの字母とそれを集め書きする合字法を理解するようにした意図があったと把握した。我々が考えることができなかつた新たな面を多く探し出している。

* 【訳者注】『訓民正音』において、御製序文の後に続いて出てくる、子音字と母音時の音価と運用方法について説明した部分。

** 【訳者注】『訓民正音』解例本に見られる解例の1つ。初声、中声、終声の順序を明示し、実際の使用例を示したもの。

解例本において漢字音の終声○、るが使用されなかつたことと、t入声韻尾を持った漢字音の終声をこで表記することについて、もう一度吟味をした。①少なくとも解例本が編纂された当時には、漢字音の表記にも固有語の場合と同じく、終声○、るは表記しないことにしたことが明らかであるが、〈合字解〉*の‘孔子」魯入사립之類の例もそうであるが、〈終声解〉**の‘且○聲淡而虛 不必用於終 而中聲可得成音也’という説明も、固有語と漢字音すべてに適用されるものであつて、固有語であれ漢字音であれ、終声に○を記さなくてもよいことを語つたものであり、〈終声解〉においてるについて全く言及しなかつたことは、その終声が解例本編纂段階においては考慮さえされなかつたのに理由があるものと把握した。②終声この表記も、中途に漢字音表記が変更された過程と関連付けて説明した。その過程において原則主義と折衷主義がどのように作用したのかを、詳細に明らかにした。これは、『東國正韻』において見ることになる漢字音の校訂が、一度には成し遂げられなかつたことを想定するものである。

* 【訳者注】『訓民正音』解例本に見られる解例の1つ。初声、中声、終声が合わさり完全な文字を作ることに関して様々な規定をした部分。

** 【訳者注】『訓民正音』解例本に見られる解例の1つ。終声の概念、運用方法、音の緩急について説明している。

(3) 訓民正音の制字原理について、先生は再び文字生活の主な方便である漢字の造字、すなわち構成原理が根底にあったという仮説を提示した。漢字がまず単体字である‘文’が成立した後に、それを合わせた合体字である‘字’が順次に作られたことを、訓民正音のハングルの制字過程に適用させたのである。〈六書略〉*など、中国における文字学が参考にされたばかりでなく、もう一步進んで‘起一成文圖’**に偶然にも訓民正音の基本字の字形がすべて現れており、昔の篆書を見本にしたとした解例本のハングルの字体も、篆書である‘起一成文圖’の漢字と全く同じ字体によって丸い字体になっており、『洪武正韻譯訓 Hongmujeong'un'yeog hun ホンムジョンウニヨクン』***以後の訓民正音が見せる角張った字体である楷書と異なる書体であるという点が論じられた。

* 【訳者注】南宋の鄭樵(1104~1160)が1161年に書いた『通志』に含まれる「二十略」の中の、漢字の成り立ちを述べた部分である。

** 【訳者注】「六書略」の中にある1項目であり、象形の基本になる字画を示している。

*** 【訳者注】中国の韻書である『洪武正韻』をハングルで解説した本。申叔舟、成三問、曹變安 Jo Seob'an チョ・ソバンなどが中国の音韻についての標準音を立てようとして編纂したものであり、漢字の下にハングルで正音と俗音をつけ、1455年に完成した。

漢字が単語文字と音節文字の二重的性格を持つように、訓民正音も結論的には音素文字でありながら音節文字の二重的性格を持つようにする過程を緻密に探索した。当初、漢字を止揚した文字生活を考える状況ですらなかったので、漢字と併用することができる方塊文字(すなわち四角文字)である音節文字とすることには、容易く考えがまとまつたであろうが、當時我々の文字生活の1つの軸を担当した吏讀 idu イドゥ*や、日本の固有文字である仮名のような音節文字とする方案も、有力に考慮されたであろうというのである。吏讀を‘語彙部は訓讀や音讀をする漢字が文字の本来の意味通りに用いられ、形態部は仮借の漢字が用いられるが、複雑な音節構造は語彙部に現れ、形態部には該当しない。’と把握したことも新しい考察である。本当に、いわゆる‘語助’に使用される吏讀や口訣 gu'geor クギヨル**は、すべて簡単な構造の音節になっている。形態部の表記原理を六書の中の1つである仮借に比定したことも新しい。

* 【訳者注】漢字の音と意味を借りて韓国語を記した表記法。新羅時代に発達したものであり、広い意味では郷札、口訣、及び三国時代の固有名詞表記などの漢字借用表記法などをひっくるめて指す言葉として使われるが、一般的には漢字を韓国語の文章構成法にしたがって直し、これに助詞を付けたものを指す。

** 【訳者注】漢文を読む際にその意味や読みのためには、各句節の下に書いて書いていた文法要素をひっくるめて指す言葉。‘隱(은, 은)’、‘伊(의)’などのように漢字を用いましたが、‘伊(伊の一部)’、‘厂(厓の一部)’などのように漢字の一部を用いました。

訓民正音の合字法を、漢字の合体字である‘字’が成り立つ方式と酷似していると指摘した。附書*の原理と合字の原理も、漢字において単体字である‘文’を集め書きして‘字’を作る結合の方式と順序が同一であり、ハングルの結合順序も漢字の結合に現れる筆順と同じであると把握した。常に初声を先に書いた後に中声を続けて書き、最後に終声を下に書く順序ばかりでなく、集めて書くときハングルの字母の字形が少しずつ変形する事実も、漢字の‘字’にある要素が単独で書かれた‘文’から変形することと同じであるとした。卓越した観察であると言わざるを得ないであろう。合字法の筆順が漢字の筆順と明らかに同じであるが、表記の結果が音声連続の順序と一致することは、非常に異なる点であると把握した。/o/, /a/の音価を持つ中声が、なぜ‘エ’と‘ト’の字形を持たざるを得なかつたのかを、中声の竝書の原理において探した。これは結局、合字法にも漢字の影響があったことを物語っているものである。

* 【訳者注】訓民正音において、中声である母音が初声の下や右側に付けて書くこと。

〈制字解〉*において加画の原理と関連して説明したことをもって、資質文字であると言うことができるとすれば、漢字も資質文字であると言うことができるとした。単語文字である漢字が、単語が持つ意味資質を反映する事実もあるからだというのである。例えば、事物の部類を表す部首、‘木、艸、竹’などが、そこに所属する漢字が表す単語の意味部類ないし意味範疇として、その漢字の意味資質になるからだというのである。

* 【訳者注】『訓民正音』解例本に見られる解例の1つ。訓民正音制字の基本趣旨、制字原理、文字の音価の関係、陰陽五行との関係などについて説明している。

第5章〈訓民正音序の‘便於日用’〉は、解例本に現れる漢字‘便’の圈声をどのように処理すべきかを論議した論文である。すでに何度も言及されたことがある内容であるが、論議の過程において若干の異なる事実が補充された。御製である部分（世宗の〈訓民正音序〉と例義）⁷⁾と解例を峻別し、世宗の〈訓民正音序〉と鄭麟趾 Jeong Inji チョン・インジ*の〈訓民正音序〉の性格を明らかにした。

* 【訳者注】朝鮮王朝前期の文臣、学者(1396~1478)。世宗が訓民正音を創製するにあたって手助けをし、また、安止、崔恒などと『龍飛御天歌』を作った。

漢字の圈声は、崔世珍 Choe Se'jin チウェ・セジン*が編纂した『訓蒙字會』Hunmongja'hoe フンモンジャフェ**の凡例の最後に付いている、四声点及び〈平上去入定位之圖〉の内容を吟味しつつ説明した。‘行[行 虎 平聲 本音]’に入っている‘本音’を周時經***が援用し、‘臨時の音’に対になる概念として使用したが、『朝鮮語綴字法統一案(한글맞춤법통일안)』****において漢字音の代表

音または本音とした用語も、これと脈絡が通じるものであると判断したことは、興味深い。⁸⁾

*【訳者注】朝鮮王朝中宗時代の学者(1468~1542). 韓国語に精通しており、中国語と制度、物名にも詳しかった。著書に『四聲通解 Saseongtonghae サソントンヘ』、『訓蒙字會 Hunmongjahoe フンモンジャフェ』、『韻會玉篇 Unhoeogpyeon ウンフエオッピヨン』などがあり、中国語の会話教材である『老乞大 No'geordae ノゴルテ』と『朴通事 Bagtongsa パクトンサ』を翻訳した。

** 【訳者注】1527年に崔世珍が作った漢字教科書。3,360字の漢字を33項目に種類別に集め、ハングルで音と意味を付けた。中世韓国語の語彙を知ることができる貴重な資料である。

*** 【訳者注】韓国語学者(1876~1914). 國文同式會を組織し、ハングル記事体の統一と研究に尽力した。また、國文研究所の研究委員になり、韓国語学を中興するのに先駆的役割を果たした。著書に『國語文法 Gug'eo'munbeob クゴムンポプ』、『國語文典音學 Gug'eo'munjeon'eumhag クゴムンジョヌムハク』、『말의 소리 Mar'eui sori マレ ソリ(言葉の音)』などがある。

**** 【訳者注】ハングルの正書法体系を統一し作成した案。1933年に朝鮮語学会が発表した。

‘便於日用’の‘便’は、“楽だ”的意味と確定した。そして、〈中声解〉の‘便於開口’を，“開口に釣り合いが取れている”と解釈していたかつての見解を修正し、『訓蒙字會』と『新增類合』の2冊の字釈を総合するとき、去声の‘便’は、“すぐ、ふと”の意味と共に、“便宜、順適”的意味で用いられるので、‘便於開口’に用いられた場合は、“便利だ、よく似合う”的意味を持つものと解説した。

第6章〈訓民正音諺解の2つほどの問題〉は、諺解本と関連し、(1)諺解本の原刊年代、(2)誤訳の問題、(3)漢字の語釈夾註*を取り扱った。

*【訳者注】本文よりも小さい文字で、かっこで括ったり、本文の中に挟み入れて本文を分かりやすく解説した文。

(1)と関連して、20余種の諺解文献を刊行しつつ、その文字についての解説が必要だったので、作られたものが訓民正音の諺解本であると把握すると同時に、それは元来『釋譜詳節』*卷1の巻頭にも載せられているであろうと推定した。これは『眞言集』Jin'onjib チノンジブ**の巻頭に〈諺本〉と〈悉曇章〉が載っており、『訓蒙字會』の巻頭に〈諺文字母〉が載った事実も、漢字ではないハングルや梵字についての知識が、その本を読むのに必要なためであることを軌を一にする事実であると言うのである。そして、『月印釋譜』巻頭にある諺解本、〈釋譜詳節序〉、

〈月印釋譜序〉の3つを互いに比較すれば、前の2つが様々な面で一致し、〈月印釋譜序〉と対比されるので、諺解本の原刊年代は、『釋譜詳節』の印年である1447年に遡及するものと推定した。行格***、本文の分綴、口訣と漢字音の読み表記、夾註の体裁、言語事実、本文の変改などをその根拠としてあげた。そして、いわば〈歯音章〉の歯頭音と正歯音****についての規定の追加も、新たに発掘され

出てきた『釋譜詳節』卷21に、真言の漢字を音訳したハングル表記に歯頭音と正歯音が区別されて現れているので、諺解本が『釋譜詳節』卷1の巻頭にも載っているであろうという推定に食い違いがなく、もう一步進んで、中国漢字音の歯頭音と正歯音についての区別表記は、『釋譜詳節』よりも早く『洪武正韻譯訓』の編纂が始まると同時にすでに確定したものと断言した。『釋譜詳節』を読むのにハングルについての知識が必要であり、諺解本がその本の巻頭に載せられたとすれば、歯頭音と正歯音の規定を追加することも、当然の帰結と把握することができるとした。

* 【訳者注】首陽大君が世宗の命にしたがい、昭憲王后沈氏の冥福を祈るために書いた本であり、1447年から1449年の間に刊行されたと推定される。釈迦の一代記と説法を編纂し、ハングルで解説したものであり、朝鮮王朝初期の国語国文学の貴重な資料である。

** 【訳者注】仏典の中で真言を選んで、ハングル、漢字、悉曇(梵字)の順に記して編んだ本。目次の後に「諺本」という名前で『訓蒙字會』の凡例を示しており、「悉曇章」において梵字の発音をハングルで表したことは、特記するに値する。

*** 【訳者注】行款とも言う。1張あたりの行数と1行あたりの字詰めのことである。同名の書物であっても、行格は版本を区別するときの重要な根拠となる。

**** 【訳者注】これらは中国音韻学の用語である。ハングルの歯音字(ㅈ, ㅊ, ㅉ, ㅊ, ㅌ, ㅍ)を2つに分け、歯頭音字と正歯音字とした。前者の字形は左側の斜め下の部分が長く、後者の字形は右側の斜め下の部分が長い。また、前者の音価は、歯茎破擦音や摩擦音であり、後者は歯茎硬口蓋破擦音や摩擦音といわれる。この歯頭音と正歯音の区別は当時の朝鮮語ではなく、朝鮮語の表記には用いられず、中国音の表記のために用いられた。

(2) 諺解本に去声と関連して誤訳があるという指摘が以前から行われてきたが、先生はそれについての解明を試みている。「戻 노튼 소리오’が、「上聲이오’や‘平聲이오’という語句に照らし合わせてみると、「去聲이오’でなくてはならないというそれまでの指摘について、固有語においては‘入声が促急であるだけであり、平声、上声、去声の声調としてあらわれるが、漢字語の入音は去声的なものの1つだけであるので、誤訳であるという、원녀괴 한 點을 더으면 戻 노튼 소리오’を、‘원녀괴 흔 點을 더으면 去聲이오’へと直すことになれば、去声として現れる韓国語の固有語の入声は言うまでもなく、漢字音の入音もすべて去声になってしまうので、範囲が非常に広くなるというのである。

(3) 諺解本の語釈夾註がその時代の人々の文法単位についての意識をよく見せてくれるが、漢字の品詞が大きく、名詞類、動詞類、副詞類、助詞類に分けられているものと把握した。「國은 나라하라’(名詞類), ‘異는 다른 써라’(動詞類), ‘相은 서로 ㅎ는 빼디라’(副詞類), ‘之는 입겨지라’(助詞類)が、その4つの部類を示す。先生は16世紀以後の字学書に見られる‘國 나라 국/異 다른 이

/相 서르 상/之 입겼 지'などの“名前”⁹⁾のように、15世紀の漢字の名前も夾註の語釈が、文章を通じて再構することができるものと把握した。合わせて、夾註文‘予는 내 ㅎ습시논 빠디시니라’において、‘내’は‘내라’とならなければならないものが、‘라’が脱落し‘내’になったのではないかという疑いについても、非常に多くの紙面を割愛して解明している。主語と副詞語が叙述語について持つ関係が同一的でもありうることを援用して、非常に難解に説明されている。ところが、‘X 는 Y ㅎ논 {빠디라, 마리라}’の形式は、Yの場所に副詞ばかりでなく、単語、句、文章などほとんどすべての文法単位が来ることができる。¹⁰⁾代名詞‘予’についての語釈の夾註文は、‘予는 내라’とも、‘予는 내 ㅎ습시논 빠디시니라’とも、‘予는 나 ㅎ습시논 빠디시니라’とも、‘予는 내라 ㅎ습시논 빠디시니라’とも実現され得たのである。‘予’を強いて副詞と把握する無理を行う必要がないであろう。

第7章〈肅宗の「訓民正音後序」〉は、忘れられたまま長い歳月を送ってきた資料を学界に紹介した論文である。国語学界においてはほとんど関心が向けられなかった‘序’の概念が、この論文を通じて確実に把握することができた。

3. 第2部の内容

第1章〈世宗の訓民正音創製とその協賛者〉は、世宗の親製説と諺文八儒eonmunpar'yu オンムンパリュ^{*}の協賛説をまとめて親製協賛説を主張した。訓民正音創製に世宗が中心になり、鄭麟趾、申叔舟、成三問など8人が協賛をしたと言うのである。また、この論文においては貞懿公主 Jeong'eui'gongju チョンイゴンジュ^{**}が訓民正音創製と関連があるという李家源 Yi Gaweon イ・ガウォン教授の見解について強力な批判が行われた。

*【訳者注】鄭麟趾、崔恒、朴彭年、申叔舟、成三問、姜希顥 Gang Heui'an カン・ヒアン、李塏、李善老 Yi Seonro イ・ソルロの8人の集賢殿の学者たちをさす。

**【訳者注】世宗の2番目の娘(1415~1477)。

第2章〈訓民正音の制字原理〉は、漢字を構成する六書の原理の中で、象形と指事は单体字である‘文’の構成原理に該当し、形声と会意は合体字である‘字’の構成原理に該当するという事実を発展させ、訓民正音の制字原理にも適用しようとしたものである。初声の基本字は象形に該当し、中声の基本字は指事に該当し、初声の加画字は形声に該当し、中声の合成字(初出字・再出字)は会意に該当するというものとして結論を下した。世宗の時代の人々が最も慣れていた中国文字学の観点から訓民正音を解釈したという長所があるが、この間かなりの数の批判も行われた。この論文においては、借字表記の体系とハングルの体系において‘連續性’が看取されるという先生の従来の仮説を、もう一度力を入れて強調した。特に、すべて同じく副音jを持つが、上昇的二重母音はㅑ, ㅕなどのように1つの文字であるのに比べて、下降的二重母音はㅓ, ㅕなどのように合用の方式である事実も、借字表記において上昇的二重母音は分析され表記されないと無関係ではないと把握した事実を、注視する必要があろう。

第3章〈ハングル制字原理の背景〉は、第2章の内容をもう少し平易に叙述している内容を含んでいる。故に、ここで事新しく調べてみる必要はないものと考えられる。

第4章〈解例本の8終声について〉は、すでに15世紀にも音節末の位置においてへとこが中和したという一部の見解について、解例本〈合字解〉が語ったところの通りに、全般的にはへとこが弁別されていたことを論証しようとしたものである。この過程において、崔世珍の『訓蒙字會』に入っている〈諺文字母〉の内容を吟味し、新たな観点から理解しようとしたことが注目される。よく考えるよう、この〈諺文字母〉が當時流布していたハングル字母の説明を転載したものではなく、崔世珍が言語学的に整えて補完したものであることを明らかにし、それが彼の国語学的な業績であることを明らかにしたのである。

第5章〈訓民正音使用の歴史：創製から19世紀まで〉は非常に長い論文である。その間成し遂げられた国語学界の国語学史の叙述を総合し、先生の獨自的な解釈を付け加えたが、現在までこの論文の内容を凌駕する叙述が出ないでいるほどに、この方面の最も権威ある研究として指折り数えあげられている。ハングルの学習と反切表、ハングル使用と関連した法規、ハングル使用の実際と普及などの膨大な内容が取り扱われた。綿密な検討を通じて、ハングルが15世紀にはソウルを中心としてだけ普及しており、16世紀後半になって初めて地方にまで普及し始めたと把握した。最近は、地方においても15世紀末に諺簡 *eon'gan* オンガン*を作成したことが明らかにされもしたので、16世紀のハングル普及状況はもう少し敷衍される必要があるだろう。

*【訳者注】諺文の手紙、つまりハングルで書いた手紙を低めて称する言葉。

第6章〈ハングルの創製と普及〉は既存に書かれた先生の様々な論文が要約されている論文である。借字表記とハングルの運用に焦点が合わされているが、特に上の第5章の内容が非常に平易に解説されて叙述されている。分量が多くなく簡単なので、一般人も読むことができる論文である。

第7章〈ハングル綴字法の歴史〉は現行のハングル綴字法の原理をやさしく解説し、ハングルが創製された以後の表記法の流れを調べようとした論文である。「ハングル綴字法」と「国語正書法」の違いをはっきりと明らかにするとところから論文を始めた。ハングル綴字法はハングルという文字体系によって国語を表記する規範を指し示す反面、国語正書法は国語を正しく表記する規範であるので、文字はハングル以外に、漢字、ローマ字なども可能だとするのである。このような点においてハングル綴字法は国語正書法に含まれると言えるであろう。ハングル綴字法の第1原理は音が出る通りに記すことであり、第2原理は語法に合うようにすることであると把握した。しかし、ハングル学会*の表記法案や北朝鮮の表記法規定においては、逆に把握されている。第1原理は表音的表記に該当するが、これは表音文字であるハングルの本質上、当然であると言えよう。单一語の場合必ずこのような表記原理を順守しなければならない。しかし、言葉の境界がある場合、すなわり助詞や語尾が来る場合には、その境界を明らかにして記すことが、語法に合うようにすることに該当する。各々すべて分離して表記するのである。周時經の本音の理論がここに大きく加味されていると言えるだろう。ハングル創製以後、連綴から分綴へ表記の流れが続いてきたことと、本音が終声に表記される形態音素的表記に

についての分析を図っているが、『月印千江之曲』^{**}と『龍飛御天歌』などに分綴と形態音素的表記が行われた理由を、本の体裁と関連付けて解釈したことは、非常に特異でありながらも説得力がある。

*【訳者注】韓国語とハングルを研究し発展させるために組織された学会。

1931年に‘朝鮮語研究会’を‘朝鮮語学会’に改称し、再び1949年に今の‘ハングル学会’に改称した。

**【訳者注】1449年に世宗が釈迦の功德を讃揚し作った歌を載せた本。『月印釋譜』によれば、500余首の歌と推定されるが、現在まで伝わるのは上巻だけであり、その一部だけ知ることができるのみである。

第8章〈ハングル綴字法の沿革とその原理〉は、上の第7章の内容と重複する面がなくはない。音素的表記と形態音素的表記を対比させていきながら、ハングル綴字法の沿革を詳細に明らかにした。1996年に中国の長春で開かれた国際学術大会において発表された論文であるが、北朝鮮の学者たちも共に参席したので、北朝鮮の表記法規定とも関連付けていきながら補充を多く行った。

第9章〈北朝鮮の訓民正音研究〉は、単行本2冊を対象として紹介し批評を加えた。対象は(1)田蒙秀 Jeon Mongsu チョン・モンス・洪起文 Hong Gi'mun ホン・ギムン、『訓民正音訳解』(朝鮮語文研究会、1949)、(2)염종률 Yeom Jongryur ヨム・ジョンニュル¹¹⁾・김영황 Gim Yeonghwang キム・ヨンファン、『『訓民正音』について』(金日成大学出版社、1982)であった。以下、それぞれ(1)、(2)と、上の2冊の本を指し示すことにする。

(1)は“訓民正音解題”部分が①訓民正音の成立過程(洪起文執筆)、②訓民正音の音韻組織(田蒙秀執筆)の2つから構成されている。先生は特に②について、当時としては独創的な見解が相當に現れているとして、特別に関心を傾けた。

(一)解例本に使用された23字母の漢字についての深い理解を持ち、それに使用された字母は、中国の韻書の伝統的な字母を踏襲せず、韓国語の音声を説明するのに適合した漢字を定めたが、どうせならばその初声の文字によって、中声と終声までも説明することができるよう配慮したというのである。中声11字と漢字音終声6字に、各々2字が配当されるように字母が選定されたとしたことは、初めて見る主張であったと高く評価した。合わせて、『東國正韻』の漢字音の終声として用いられた〇とংについても、字母2字以上ずつが配当されるようになったとしつつ、字母である漢字選択において、国語の音韻組織を理解することに必要な初声、中声、終声を、克明にしよう非常に努力した痕跡がはっきりとしているとしたことに注目した。

(二)解例本において中声の基本字を、天、地、人を写したものであると説明するが、田蒙秀は音声の印象も多く加味されたとしつつ、母音の制字もまた“象形而字倣古篆”に該当するとしたが、この見解が北朝鮮において定説化したばかりでなく、初声字と同じく中声字までも発音器官を写したという説明まで進んでいったと把握した。

(三)初声字と中声字の配列が現代音声学の亮度をもって説明されたとした田蒙秀の見解を、中国韻学の全清、次清、全濁、不清不濁^{*}についての分類が適用された配列を見逃しているが、面白い見解であると評価した。

* 【訳者注】現代語の観点から見ると、全清は平音、次清は激音、全濁は濃音、不清不濁はその他の鼻音、流音、摩擦音などに当たる。

(三)中世韓国語の母音調和と音声象徴、有氣音と濃音の分析、8終声についての見解も、整然とした論理と多様な資料によって説明されているばかりでなく、特に終声において、入が厳格に区別される事実をはっきりと指摘した点は、卓見と言わざるを得ないと高く評価した。

(2)は脇宗暉と김영황が共同で著述したものである。北朝鮮の学界においては、もや△などを、中世韓国語段階で自立的な音韻であると把握する見解と、語音論的過程をより正確に表記するために作った文字であるだけであると把握する見解が共存している。前者は田蒙秀、洪起文、유열 Yu Yeor ユ・ヨル¹²⁾、김영황などが代表的であり、後者は최정후 Choe Jeonghu チュエ・ジョンフ、한영순 Han Yeongsun ハン・ヨンスン、脇宗暉などが代表的である。この2つの見解の先頭走者と言うことができる脇宗暉と김영황がともに著述した(2)は、北朝鮮の訓民正音研究を総合して折衷したものであると言うことができ、専門書籍というよりは大学教材として編纂されたように判断されるので、その本の価値があると評価した。言及するに値する内容としては、(一)古代文字の存在と使用を認定しているという点、(二)訓民正音の創製と普及の経緯についての説明を上の(1)よりもはっきりと行っているという点、(三)解例原本についての正確でない書誌的説明が残念であるという点、(四)上の(1)とは異なり 김영황ももと△についての見解を後退させたように、音韻体系の変化ではなく表記上における変動と考えられる文字があるとした点、¹³⁾(五)解例において行われた陰陽五行説*と三才論**の観念論的な外皮は徹底してはぎ取ってしまい、ひたすら調音器官の象形にだけ寄りかかって初声と中声の文字を作ったとした点、(六)解例の声調についての規定を否定的に説明している点、¹⁴⁾(七)8終声において、入はこと全く同じ発音を表記したものであるが、入を終声に使うようにしたのは、訓民正音の創製者たちが、互いに異なった韻の分類であると言うことができる歯音と舌音を、互いに混ぜることができず、まさにこのような音韻論的見解から出發して、入を舌音ニ、エの終声として、入を歯音入、ヌ、テ、△の終声として設定したことにしたがうとした点、(八)各自竝書と合用竝書***をすべて濃音の音韻の表記であるとした点などが特記するに値するものと把握した。

* 【訳者注】宇宙や人間社会のすべての現象、及び万物の生成消滅を、陰陽と五行の消長、変遷によって説明しようとする理論。中国の戦国時代に各々成立した陰陽説と五行説が漢の時代に合わさった世界観であり、特に易法と結合し、中国、朝鮮、日本の日常生活に大きい影響を及ぼした。

** 【訳者注】宇宙と人間世界の基本構成要素であり、その変化の動因として作用する天、地、人を指し示す儒教用語。

*** 【訳者注】お互いに異なる子音を横に付けて書くこと。またはそのようにして作った文字。中世韓国語においては、初声の位置に、「ㅅ」、「ㅆ」、「ㅈ」、「ㅊ」、「ㅂ」、「ㅍ」、「ㅌ」、「ㅎ」、「ㅋ」、「ㅌ」、「ㅍ」などがあった。

先生は結論の部分において、①訓民正音の創製者たちの“時代的制限性と世界観的制約性”によって、性理学*の理論が解例に間違って入ってきていると非難する

ことから北朝鮮の研究者たちの限界を感じることになるという点、②終声の二、入の区別表記を韓国では1960年代になってから言及し始めたが、上の本(1)においてはすでに1940年代後半にそれを説明しているので、早くに南北交流があったならば、このような時間的違いがなかったであろうし、上の本(2)の解例についての書誌的説明に見られる間違いも、解例原本を比較的正確に影印した本[例えば、이상백 Yi Sangbaeg イ・サンベク、『한글의 起源 Hangeur'eui giweon ハングレ キウォン』(1957)など]を見ることができたならば起きなかつたであろうとしながら、南北分断が訓民正音研究にも大きい障害になっていることを惜しんだ。

*【訳者注】中国の宋、明の時代に周敦頤、程顥、程頤などによって始められ、朱熹が集大成した儒学の1つの学派。理気説と心性論に立脚し、格物致知を重視する実践道徳と人格と学問の成就を力説した。

第10章〈The Principles Underlying the Invention of the Korean Alphabet〉は、1997年に英訳されたものであり、第2部第2章〈訓民正音の制字原理〉を翻訳したものである。よって、ここで別にさらに敷衍することはない。

4. おわりに

訓民正音は、鄭麟趾が語ったように、愚かな人でも10日あれば学ぶことができ、知恵のある人は半日あれば学ぶことができる易しい文字である。しかし、その運用原理、制字原理などを収めている解説書『訓民正音』は、一般人が近づくのにすこぶる大変な難解な本の中の1つである。33張(現代式に言えば66ページ)しかならない小さめな本であるが、その重さは決して軽くないのである。ところで、事実は訓民正音の運用も決して易しいばかりではない。『訓民正音』が、初声、中声、終声を四角に集めて書く音節合字法を運用原理として採択したので、必然的に終声表記が創製当時から今日に至るまで大きく問題になった。もう一步進んで、文字訓民正音であれ、文献『訓民正音』であれ、それについての研究もまた難しいことこの上ない。よって、その2種類の内容をすべて収めている安秉禧著『訓民正音研究』も、専攻者だといえどもたやすく読み通すことができない難しい本のうちの1つとして指折り数えられている。

筆者が要請を受けたことは、この『訓民正音研究』を一般人たちがたやすく理解できるように解説してもらいたいということであった。難しい内容を易しく伝達することもすこぶる大変である。先生の本の体裁に従いながら易しく要約し、筆者の意見を付け加える方式でこの論文を展開してきたが、どの程度“易しく”という要請に符合したのか心配になるところがなくはない。

しかし、訓民正音についての研究は多角度に成し遂げられなければならないという筆者の平素の考えが、この論文をここまで導いてくることができるようとした。

‘訓民正音関係の難解書籍の日常言語への転換作業’は、単にこの『訓民正音研究』だけでなく、今後非常に多くの研究書がその対象になりうるであろう。

【原注】

- 1) 以下, ‘先生’と呼ぶことにする.
- 2) これについては, 鄭宇永, 〈『訓民正音』漢文本の原本復元に関する研究〉(『東学語文論集』36, 2000)と, 鄭宇永, 〈訓民正音漢文本の落丁復元についての再論〉(『国語国文学』129, 2001)の反論があった. 諺解本の巻頭書名‘世宗御製訓民正音’に付いている夾註文の文字数と関連して, 巷頭書名が‘訓民正音’にならなければならないというものであり, 解例本の巻頭書名も当然‘訓民正音’になるしかないというものである. 安秉禧, 〈訓民正音(解例本) 3 題〉(2002)[本書第 1 部第 4 章]においては, 鄭宇永教授の見解を受け入れて, 諺解本の‘訓民正音’であるものと修正した. しかし, 解例本の巻頭書名は依然として‘御製訓民正音’でなくてはならないとして, 修正をしなかった. この論争は, 国語学界にもう一度, 形態書誌学及び内容書誌学の重要性を喚起したという意義がある.
- 3) 鄭宇永, 〈訓民正音漢文本の落丁復元についての再論〉(『国語国文学』129, 2001)と鄭宇永, 〈訓民正音初声制字原理の‘異体字’関連の問題点分析〉(『国語学』80, 2015)においては, 別行としてあらねばならないことを主張した. この問題は今後さらに深く追及される必要があるように思われる.
- 4) 金周源教授によって初めて明らかにされた. さまざまな論文において言及されたが, 金周源, 〈訓民正音解例の表と中〉(『新国語生活』16.3, 2006)と, 金周源, 『訓民正音』(民音社, 2013)に総合されている.
- 5) 金周源, 〈訓民正音解例本の大きさ〉(『文献と解釈』52, 2010)と, 金周源, 『訓民正音』(民音社, 2013)参照.
- 6) これと同一の見解は, 同じ時期に筆者によつても提示されたことがある. 李賢熙, 〈訓民正音〉(『新国語生活』7.4, 1997)を参照することができる. 最近, 筆者は鄭宇永教授から‘快’に付いているものは, 墨が染みて出てきたものか, 筆者の把握のように穴が開いているものではなく, 実際に傍点である可能性があることを聞いたことがある. 今後一層綿密に調べてみなければならぬ問題であると判断される.
- 7) 本文全体を例義としたことは, 洪起文, 『正音発達史』(ソウル新聞社, 1946)に由来するものではないかと思われるが, 序まで含んだことは, 例義の意味に照らし合わせて間違った用法であると批判した.
- 8) しかし, 宋詰儀 Song Cheor'eui ソン・チヨリ教授は, 周時經が『訓蒙字會』を見るに至ったのは, 1908 年頃であり, すでに『国文文法』(1905 年)や『大韓國語文法』(1906 年)において, ‘本音’を使用していたので, 伝統音韻学において広く使われてきていた‘本音’が受容された可能性を提示した. 宋詰儀, 〈周時經の‘本音’について〉(『李崇寧 現代国語学の開拓者』, 太学社, 2008)と, 宋詰儀, 『周時經の言語理論と表記法』(ソウル大学校出版文化院, 2010), pp.41~50 参照.
- 9) ‘나라 국’が‘國’の名前, ‘다를 이’が‘異’の名前, ‘서르 상’が‘相’の名前, ‘입 것 지’が‘之’の名前だと言うのである. 非常に独特な見解である.
- 10) これについては, 李賢熙, 『中世国語構文研究』(新丘文化社, 1994)においてすでに論議されたことがある.
- 11) もともとの表記は‘習종률 Ryeom Jongryur リヨム・ジョンリュル’になっているが, 先生は頭音法則に合わせて‘염종률’と表記した.
- 12) 北朝鮮においては‘异嶺 Ryu Ryeor リュ・リョル’と表記される.
- 13) ‘崩’と‘△’については, 校正漢字音表記と一定の語音的条件において固有語表記に使用されたとして, 有声音だという見解もあるという折衷を行つたが, ‘す’については 2 人の見解が一致し, 音韻ではないとはつきり語つたという点を注目した.
- 14) 元来, 四声は, 意味分化をもたらす中国語においては意義があるが, 韓国語においてはそれを人為的に適用しただけであり, 大きい意味がないというのである. そうして, 解例の傍点表示は現実性がなく, たちまち混乱をこうむつて, いくらもたたないで廃棄されたとし

たのである。先生は、その根拠についての説明がなく理解することが難しいが、別の本(例えば、김병재 Gim Byeongje キム・ビヨンジェの『朝鮮語学史』)においては、入声が韓国語において声調として役割を果たすことができなかつたことを認識した規定であると評価することもあることをあげた。

(浜之上幸訳)